

【SHIBUYA まちびらき 2024 -OPEN ART 渋谷アンデパンダン展-】応募規約

一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント（以下「主催者」といいます。）は、【SHIBUYA まちびらき 2024 -OPEN ART 渋谷アンデパンダン展-】（以下「本美術展覧会」といいます。）を開催するにあたり、主催者と応募者の権利義務等を定めるものとして、次のとおり応募規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

- ・応募作品は、応募者の独自の発想に基づく応募者オリジナルの作品であって、本規約に定める条件を満たすものに限られます。
- ・音楽やファッションなど渋谷カルチャーを彩ってきた、Tシャツがキャンバスであれば、サイズ・表現形式に規定を設けません。
- ・応募作品はすべて展示しますが、展示方法は主催者及び事務局に一任するものとします。
- ・応募者は、本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで本企画に応募するものとします。
- ・応募者が本企画に応募をした時点で、応募規約の一切の内容を確認し、理解したうえでそのすべてに同意したものとみなされます。
- ・主催者は自己の判断において応募者の応募作品を Web サイト、SNS、放送、各種動画配信プラットフォーム、各種ソーシャルメディア等で公開することができます。
- ・応募作品の著作権その他の知的財産権は、応募者に留保されます。
- ・主催者は、無制限、無期限かつ取消不可能な利用をすることができるものとします。
- ・希望する応募者には、本美術展覧会の終了後に、応募作品を返却します。

第1条（用語の定義）

1.本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

(1)応募者

本美術展覧会に応募する者をいいます。

(2)応募作品

応募者が本美術展覧会のために作成し、本規約の定めるところに従って主催者に応募したTシャツをキャンバスにした表現形式の作品をいいます。

(3)事務局

主催者が本美術展覧会を運営するために委託した株式会社東急エージェンシープロミックス内に設置する事務局をいいます。

(4)個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定められるものをいいます。

2.前項各号以外の用語の意義は、本規約で特に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）、著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法律の定めるところによるものとします。

第2条（適用範囲）

- 1.本規約は、すべての応募者に適用されるものとし、すべての応募者は、本規約の内容を遵守するものとします。
- 2.主催者は、主催者の判断により、予告なく任意に本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、応募者は、変更後の本規約の内容を遵守するものとします。
- 3.前項の規定による本規約の変更は、これを本美術展覧会の公式HPに掲示し、又は主催者が適当と認める方法により公表した時から効力を有するものとします。
- 4.本規約の規定と本規約外の本美術展覧会に関する説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第3条（応募資格）

1.本美術展覧会に応募することができる者は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす者に限られるものとしま

す。

(1)性別、年齢、国籍等は問いません。

(2)未成年者の場合は、事務局の求めに応じて、事務局所定の保護者同意書を提出することができる者

2.未成年者は、保護者の同意を得たうえで本美術展覧会に応募するものとします。

3.応募者は、家族、法人、研究会、サークル等の団体（2名以上の複数の者、以下「グループ」といいます。）であることを妨げないものとします。ただし、あらかじめその代表者（以下「代表者」といいます。）を定めることを応募の条件とします。

4.代表者は、グループの構成員全員の同意（応募作品を本美術展覧会に応募する旨の同意はもとより、本規約及び個人情報保護方針の規定が適用される旨の同意並びに構成員が未成年者であるときはその保護者の同意を含みます。）を得たうえで本美術展覧会に応募作品を応募するものとします。

5.事務局は、応募者がグループであるときは、代表者とのみ本美術展覧会に関する各種連絡を行うものとします。

6.応募者がグループであるときは、本規約に基づく応募者としての地位並びに応募者の権利義務は、代表者に帰属するものとし、主催者は、その構成員間に生じた一切の紛争（費用の負担割合等を含みますが、これらに限定されません。）につき何ら責任を負わないものとします。

7.代表者は事務局の求めに応じて、必要な場合はメール及び資料（エクセル等）でのやり取りを行うものとします。

第4条（募集期間等）

1.本美術展覧会の募集期間は、2024年6月15日～2024年7月12日までとします。

2.応募フォームの募集期間は、2024年6月15日～2024年7月11日23時59分までとします。

3.作品受付期間は、2024年6月15日～2024年7月12日までに事務局へ必着とします。

第5条（応募方法）

1.応募者は、本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで、作品実物を事務局への郵送によって応募します。

2.応募作品の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

3.作品郵送前に、公式HP内の応募フォームより、Tシャツをキャンバスにしたアート作品の写真、制作意図(作品コンセプト)、作品名等を登録します。

4.応募フォームに添付いただく作品の写真のデータ量は、5MB以内とします。

5.制作意図(作品コンセプト)は、300文字以内とします。

6.応募フォームから登録のうえ、2024年7月12日までに作品実物を事務局へ必着とします。

7.一応募者による複数の応募を認めます。ただし、その複数の応募作品が同一又は類似であるときは、事務局が任意で選んだ応募作品の一応募作品のみを受け付けるものとします。

8.応募者は、第1項の応募が完了した後は、その応募を撤回し、又は取り下げることができないものとします。

第6条（応募作品）

1.応募作品は、応募者の独自の発想に基づく応募者オリジナルの作品であって、Tシャツがキャンバスの作品であって、次の各号に定めるすべての条件を満たすものに限られるものとします。

(1)その全部又は一部が盗作でないこと（他人が創作したものでないこと）

(2)第三者の著作物又は実演を無断で利用したものでないこと（第三者の著作物等を利用するときは、第3項の規定を遵守してください。）

(3)第三者の商標権、著作権その他の知的財産権又はパブリシティ権、プライバシーその他の人格権を侵害するものではないこと

(4)許可が必要な場所で撮影してTシャツにプリントした作品に関しては、撮影場所の許可を取得していること

(5)第三者を侮辱し、誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する内容でないこと

(6)応募者若しくは第三者の商品若しくは役務を宣伝し、推奨し、又はその購買を誘引する内容でないこと

(7)児童ポルノ、猥褻表現、薬物乱用その他公序良俗に反する内容でないこと

(8)主催者又は本美術展覧会に対する社会的信用又はイメージを貶める内容でないこと

(9)前各号のほか、主催者が不適切であると認める内容でないこと

2.応募者は、第三者の著作物等を応募作品において複製し、又は翻案するときは、当該第三者の同意（著作者人格権及び実演家人格権に基づく同意を含みます。以下同じ。）及び許諾（著作権法第 63 条及び第 103 条の許諾を含みます。以下同じ。）を得たうえでその複製又は翻案を行うことはもとより、主催者が本規約に定める範囲内で当該応募作品を利用する旨（Web サイト、SNS、放送、各種動画配信プラットフォーム、各種ソーシャルメディア等で公表される旨を含みます。）についても、当該第三者の同意及び許諾を得るものとします。

3.応募者は、その応募作品において著作者、実演家又は第三者の氏名又は肖像等を使用し、又は表示するときは、これらの者の同意及び許諾を得たうえで、その氏名又は肖像等を使用し、又は表示するものとします。

4.応募作品の創作等に係る一切の費用（前二項の権利処理費用を含みます。）は、応募者の負担とします。

5.主催者は、その知的財産権の帰属にかかわらず、自己の判断において応募者の応募作品を Web サイト、SNS、放送、各種動画配信プラットフォーム、各種ソーシャルメディア等で公開することができるものとします。

6.本規約に基づき主催者が応募作品を使用することに関して、第三者から異議の申し出若しくは権利侵害の通知を受け、又は主催者と当該第三者との間に紛争が生じたときは、応募者は、自らの責任と費用負担においてこれを処理、解決するものとします。

第 7 条（審査）

1.主催者は、アンデパンダン展の趣旨に則り、一切の審査・表彰は行いません。

第 8 条（講評）

1.本美術展覧会の講評パートナーは、主催者が別に発表する者とします。

2.講評パートナーは、本美術展覧会の目的に照らし、応募作品に関して説明・理由を加えながら批評します。

3.講評は、本美術展覧会の会期中もしくは終了後に公式 HP にて公開しますが、すべての応募作品に講評が付かない可能性があるものとします。

4.主催者は、本美術展覧会の運営上の都合等により、任意に講評パートナーの全部又は一部を変更することができるものとします。

5.主催者、事務局及び講評パートナーは、講評の過程及び批評等に関する応募者の問い合わせには、一切これに応じないものとします。

第 9 条（展示）

1.応募作品は、2024 年【8 月】頃に予定されている渋谷の主要施設にて展示します。

2.応募作品は、すべて展示しますが、展示方法と展示場所は主催者及び事務局に一任するものとします。

3.応募作品が、異臭やカビ、腐食等で保管及び展示が困難な場合、主催者及び事務局及び主要施設の判断で、応募作品を処分できるものとします。応募者に生じた不利益及び損害については、主催者は、その事由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

4.応募作品が、保管に特殊な対応が必要となる場合等には、主催者及び事務局及び主要施設の判断で、応募作品を処分できるものとします。応募者に生じた不利益及び損害については、主催者は、その事由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

5.応募作品のサイズが著しく大きく展示スペースに収まりきれない場合や、保管に特殊な対応が必要になる場合等は、公式 HP にて WEB 展示します。

6.作品の取り扱いには慎重かつ丁寧に行い、最低限の警備を行いますが、作品強度不足に起因する事故、盗難、いたずら、その他不可抗力の損害については、主催者は、一切の責任を負わないものとします。

7.必要な応募者は、自身で保険に入るものとします。

8.作品名、作家名をパンフレット等に記載します。

9.会場で記録する音声録画データは、広告活動に必要な範囲内において第三者へその取扱いを委託する場合があります。

10.希望する応募者には、本美術展覧会の終了後に、応募作品を返却します。

11.一度開封する都合上、応募時の梱包での返却はできかねます。

12.応募フォームに入力した住所に不備がある場合、返却できなくなる可能性があります。

第 10 条（応募作品に係る知的財産権）

1.応募作品に係る著作権その他の知的財産権（意匠登録を受ける権利並びに著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含みます。以下本条から第 12 条までにおいて同じ。）は、応募者に留保されるものとします。

2.ただし、応募者は、応募作品に係る著作権その他の知的財産権については、郵送した時点をもって、本規約に定めるところに従い、主催者に対して、無制限、無期限かつ取消不可能な利用の許諾をするものとします。

第 11 条（著作者人格権の不行使）

1.応募者は、主催者及びその指定する者に対し、第 5 条第 1 項に定める応募の時からその著作権存続期間満了日まで、自ら又は創作者をして、その著作者人格権を行使し、又は主張しないものとします。

第 12 条（応募者の地位及び禁止行為）

1.応募者は、第 5 条第 1 項に定める応募の時をもって、本規約のすべての内容に同意したものとみなされるものとし、かつ、本美術展覧会の応募者としての地位を有するものとします。

2.応募者は、本美術展覧会に参加するにあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

(1)本規約に違反する行為又はそのおそれのある行為

(2)虚偽の申告又は届出をなす行為

(3)第三者若しくは主催者の財産若しくは人格権等を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(4)第三者若しくは主催者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為

(5)本美術展覧会の運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為

(6)選挙活動又はこれに類する行為その他政治若しくは宗教に関する行為

(7)公序良俗に反する行為

(8)犯罪若しくは犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為

(9)本美術展覧会を利用した営業活動若しくは営利を目的とする行為又はその準備行為（ただし、主催者が特に承認したものについては、この限りではありません）

(10)第三者又は主催者の名誉又は信用を毀損する行為

(11)日本国内外の法律若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為

(12)前各号のほか、主催者が不適切であると認めた行為

第 13 条（応募者の地位の喪失）

1.応募者に前条第 2 項各号のいずれかに該当する行為があったと主催者が認めたときは、当該応募者は、何らの通知催告等を要することなく、本美術展覧会の応募者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。事務局が一定の期間にわたり連絡を取ることができなくなった応募者についても、同様とします。

2.応募者が暴力団その他の反社会的勢力若しくはその構成員等に該当し、又は当該反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていると主催者が認めたときは、当該応募者は、何らの通知催告等を要することなく、本美術展覧会の応募者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。

3.前二項の規定は、主催者の当該応募者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 14 条（停止又は中止）

1.主催者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、主催者の判断により、予告なく本美術展覧会の全部若しくは一部を一時停止し、又は中止することができるものとします。

(1)天災地変（火災、地震、津波、竜巻、洪水、隕石、落雷、COVID-19 その他の悪疫流行、輸送機関又は通信回線の事故等を含みますが、これらに限定されません。）、法令改正、行政措置、労働争議その他の主催者の責めに帰することのできない不可抗力の事由が生じたとき

(2)本美術展覧会を実施するための設備、装置、システムの保守点検若しくは更新を定期的に又は緊急に行うとき

(3)本美術展覧会を実施するためのシステムの拡張、メンテナンスその他当該システムを維持し、又は管理する目的でサーバ等の設備の全部又は一部を停止させるとき

(4)前号のシステム上若しくはサーバ等の設備の維持管理上何らかの不具合又は障害が生じたとき

(5)その他本美術展覧会の運用上の理由又は不測の事態により、本美術展覧会の一時停止又は中止が必要であると主催者が判断したとき

2.主催者は、前項の規定に基づく本美術展覧会の一時停止又は中止により応募者に生じた不利益及び損害については、その事由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（免責事項）

1.応募者は、事務局に申告した情報に変更が生じたときは、事務局が指定する方法により速やかにその旨を事務局に通知するものとします。この通知を怠ったことにより応募者に生じた不利益及び損害については、主催者は、これを賠償する責めを負わないものとします。

2.主催者は、本美術展覧会の変更、停止、中止その他本美術展覧会への参加に関連付随して応募者に生じた不利益及び損害については、これを賠償する責めを負わないものとします。

3.主催者は、本美術展覧会を通じて応募者に提供する情報（第三者から提供された情報を含みます。）について、その正確性、有用性、相当性及び適合性等を一切保証しないものとします。

第 16 条（損害賠償責任）

1.応募者は、本美術展覧会への参加に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と費用負担によりこれを処理解決し、主催者に一切の迷惑損害を及ぼさないものとします。

2.応募者が本規約に違反し、又は不正若しくは違法の行為によって主催者に損害を及ぼしたときは、主催者は、当該応募者にその賠償を請求することができるものとし、当該応募者は、これに応じるものとします。

第 17 条（譲渡禁止特約）

応募者は、主催者の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務並びに応募者としての地位を第三者に譲渡し、貸与し、再許諾し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとします。

第 18 条（無効規定の分離）

本規約のいずれかの条項の規定が日本国内外の法令等により無効とされた場合においても、その無効とされた条項の規定（以下「無効規定」といいます。）は、本規約の残余の条項の規定（以下「残余規定」といいます。）に一切影響しないものとします。この場合、無効規定は、残余規定の有効性を損なわず、又は無効にしないものとし、残余規定は、全面的に有効なものとして存続するものとします。

第 19 条（使用言語、準拠法及び合意管轄）

1.本美術展覧会は、日本国内において日本語で実施されるものとします。

2.本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

3.本美術展覧会又は本規約に関し、主催者と応募者との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（発効日）

本規約は、2024 年 6 月 15 日より効力を生じるものとします。

【個人情報保護方針】

- ・応募者の個人情報は、応募作品の受付や問い合わせ、その他本美術展覧会の業務で必要と思われる事項に利用させていただきます。
- ・応募者の個人情報は、株式会社東急エージェンシープロミックスにより管理させていただきます。
- ・応募者の個人情報は、セキュリティ確保の為、SSL/TLS による暗号化通信をしています。
- ・応募者の個人情報を、応募者の同意なしに、業務委託先外の第三者に開示・提示することはありません。(法令などにより開示を求められた場合を除く)
- ・個人情報は、ご応募いただいてから原則として3か月間保持後、破棄いたします。個人情報の破棄後のお問い合わせに関しては、お答え致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・その他、応募者の個人情報の取り扱いについては、「プライバシーポリシー(<https://shibuyaplusfun.com/privacy/>)」をご参照ください。